

○砺波広域圏事務組合 入札心得

(入札等)

- 第1条 入札参加者は、設計図書、仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札公告又は指名通知で定める日までに関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんした上、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。
- 3 入札参加者は、いったん提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。
- 4 指定した場所において時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。
- 5 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 6 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときは、その委任状を持参させなければならない。

(入札の辞退)

- 第2条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあたっては、入札辞退届を入札執行者に直接持参し、又は郵送（入札書提出期限までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあたっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。
- 3 入札辞退届は、辞退理由を具体的に明記するものとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 指名競争入札を行う場合は、入札の辞退により、入札参加者が1人になったときは、入札執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することができる。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所を押印のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
- (5) 予定価格が事前公表されている入札において、予定価格を超える金額が記載された入札
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札
- (7) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札参加者立会いの上、行うものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低価格入札者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留する。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札を行った者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札等)

第8条 開札を行った場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格が事前公表されている入札は、再度の入札は行わない。

2 第5条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、当該入札に再度参加することはできない。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定した日から起算して7日(休日を除く。)以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約保証を付さない契約にあつては、5日(休日を除く。)以内に契約を締結するものとする。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立て)

第10条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和7年6月20日以降の入札において施行する。